

本県における公の施設の指定管理者制度の導入状況

平成19年5月22日 行政改革推進室

1. 公の施設の指定管理者制度の導入について

平成15年6月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理に関して、従来の「管理委託制度」に代わり、新たに「指定管理者制度」が創設された。

「指定管理者制度」は、近年、民間でも十分なサービス提供能力が認められる主体が増加していること、多様化する住民ニーズに対応するため、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効である場合もあることから、公の施設の管理の委託先を公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人から民間事業者にまで拡大し、住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に創設されたものである。

〔指定管理者制度と管理委託制度、業務委託の相違〕

項目	指定管理者制度	管理委託制度	業務委託
相手先	地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者も幅広く含まれる。）	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人	民間事業者等
手法	「指定」という行政処分により公の施設の管理権限を当該指定を受けた者に委任する。	地方公共団体との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を委託する。	私法上の業務委託契約
権限	個々の使用許可が可能 利用料金制が可能	個々の使用許可は不可 利用料金制が可能	いずれも不可

2. 制度導入に関する検討

本県では、まず、社会経済情勢や県民ニーズの変化に適切に対応していく観点から、廃止、民営化、市町村への移譲を含めた公の施設のあり方等に関する抜本的な検討を行った。次に、県の施設として維持すべきとされた施設であっても、その管理に民間の能力を活用して、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることができる施設については、原則として、指定管理者制度の導入を図ることとした。

なお、地方自治法改正の際の経過措置（法改正の際（平成15年9月）、現に管理を委託している公の施設は、平成18年9月までに直営にするか又は指定管理者制度を導入するか選択し、必要な手続を行わなければならない。）への対応のため、今回は現在管理委託している施設を中心に検討した。残りの直営施設についても、今後、順次見直しを行っていく。

3. 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者制度は、民間事業者まで含めた幅広い対象の中から、当該公の施設の管理に最も相応しい管理者を指定する制度である。このため、指定管理者の選定方法は、公募を原則とするが、以下の場合、例外的に指名により指定管理者候補者を選定することとする。

(1) 以下のような場合で、当該公の施設の適正な管理を確保するため緊急の必要がある場合

公募しても申請がなかった場合

審査の結果、選定の基準に適合する団体がなかった場合

指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

指定管理者の指定を取り消した場合

(2) PFI手法により、公の施設の整備及び管理を行う場合

(3) 当該公の施設の設置の目的、業務の性質その他の事情を総合的に勘案して特定の法人等に管理させることに相当の理由がある場合

当該公の施設の所在する市町村等と連携し、地域振興を図る観点から、現在管理を行っている法人その他の団体を指定することが適当と認められる場合

現在管理を行っている市町村等を指定することにより、効果的・効率的な管理運営が確保される場合

国等の通知により、管理の主体が示されており、当該公の施設の管理運営に適切な法人その他の団体が客観的に特定される場合

当初の設立目的を果たしたと認められる施設、民間と競合する施設などとして、廃止又は民営化の方向性が示された場合

4. 公募に当たっての基本的考え方

(1) 指定管理者候補者の選定に当たっては、公平性、透明性の確保を図り、説明責任を果たすように努める。

指定管理者候補者の公募に当たっては、合理的な範囲内で資格条件を付すこととする。

公募に当たっては、現地説明会を開催するとともに、申請期間を十分にとることとする。

指定管理者候補者の選定に当たっては、外部委員を含む選考委員会の意見を聴いて、選定する。

(2) 施設の管理と事業を同一の団体に実施させた方が効果的、効率的である場合は、原則として、指定管理者に対して施設の管理と事業の実施を行わせるものとする。

(3) 同種の施設が複数ある場合については、部分的に公募することとする。

(4) 指定管理者の指定期間は、制度導入時である今回は、原則3年とする。

(5) 指定管理者による自己評価と県によるモニタリングにより、県民サービスの水準の低下を招かないように努める。

(6) 個人情報の保護について万全の対策をとる。

(7) 公募によらず指名した場合でも、団体に経営目標を設定させ、県民サービスの向上と経費の縮減を図る。

(8) 公募を行う際の資格条件として、栃木県内に主たる事務所を有しているものであることを付す。